

一般社団法人日本臨床発達心理士会 代議員選挙規程

(目的)

第1条 本規程は、一般社団法人日本臨床発達心理士会（以下「本法人」とする。）において、一般社団法人及び一般財団法人法上の社員を確定するための代議員選挙を実施するための規程について定めるものである。

(代議員選挙)

第2条 本法人の代議員選挙は、各支部における支部総会において行う。

(選挙権・被選挙権)

第3条 各支部に属する正会員（資格更新延期中の者も含む）は、当該支部においてのみ一個の選挙権を有する。準会員・賛助会員は選挙権・被選挙権ともに持たない。

2 正会員は、代議員選挙に立候補することができる。

(定数・任期)

第4条 各支部は、代議員選挙にて、1名の代議員を選出するものとする。但し、支部会員数が101名以上の支部は300名毎に1名の代議員を加えるものとする。

2 代議員の任期は、選定後最初の社員総会終結の時から、選定後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

3 何らかの事情により定時支部総会で次期代議員が選出されていないときは、次期代議員が選出されるまでの間その任につく。

(選挙管理委員)

第5条 各支部は、代議員選挙を適切に実施するために若干名の選挙管理委員を支部正会員から選定する。

2 選挙管理委員は、当該支部総会終了時点で解任されるものとする。

3 選挙管理委員は、次期代議員に立候補することはできない。

4 選挙管理委員は、選挙管理委員会を組織する。

5 委員長は、委員の互選によって選定する。

6 選挙管理委員会は、理事及び理事会から独立した組織とする。

(選挙管理委員会の職務)

第6条 選挙管理委員会は、当該選挙に関し、次の各号の職務を遂行する。

一 期日の決定

- 二 選挙人および被選挙人名簿の作成と通知
- 三 立候補者名簿の作成と通知
- 四 投票の管理
- 五 開票の管理
- 六 当選者の確定
- 七 その他、選挙の実施に関し必要な事項

(立候補の届け出及び推薦)

第7条 選挙管理委員会は、代議員選挙前までに支部会員に次の事項を通知しなければならない。

- 一 選挙の定数
 - 二 選挙の期日
 - 三 立候補の届出期間及び届出先
- 2 代議員に立候補しようと思う者は、前項に従って立候補を届け出なければならない。
- 3 支部役員会は、代議員候補の推薦を行うことができる。

(立候補者の通知)

第8条 選挙管理委員会は、指定した時刻までに立候補と推薦のあった候補者について、代議員選挙時刻までに支部会員に通知しなければならない。

(選挙の方法)

第9条 各支部に属する正会員は、一人1票による投票によって代議員の選出を行うものとし、得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選定する。ただし、立候補者が当該選挙区の定数を超えないときは、一人一人の信任投票を行う。

- 2 定数以上の候補者が同数の得票であった場合は、同数であった候補者に対して抽選によって決する。
- 3 投票は、郵送または電子投票によって行うこともできる。
- 4 選挙管理委員は、投票終了後直ちに開票作業を行わなければならない。
- 5 前4項の規程にかかわらず、支部総会の決議によって、選挙の方法を変更することが出来る。その場合も、代議員の決定が支部総会の総意であるということが確保される必要がある。

(投票の効力)

第10条 投票の効力は、選挙管理委員会が決定する。この決定に当たっては次項の規定に該当しない限りにおいて、投票者の意志が明白であれば、その投票を有効とするようにしなければならない。

2 次の各号に該当する投票は、無効とする。

- 一 選挙の期日後に到着したもの
- 二 どの候補者に投票したかを確認し難いもの
- 三 複数に投票したもの
- 四 候補者ではない者、被選挙権が無い者に投票した場合

(当選者の報告と通知)

第11条 選挙管理委員は、開票作業終了後、直ちに支部総会に当選者を報告しなければならない。また、遅滞なく支部会員に対して通知しなければならない。

(代議員の資格の喪失)

第12条 代議員がその所属支部を異動した場合、代議員としての資格を失う。ただし、定款7条7項に規定する状態にある場合は除く。

(補欠の繰り上げ)

第13条 当選に至らなかった候補者は、補欠とする。

- 2 代議員が事情により辞任した場合、もしくは代議員としての資格を失った場合、補欠の中で得票の多い順に候補者が繰り上げられて代議員となる。
- 3 補欠から新たに代議員が選出された場合、支部役員は直ちに支部会員にその事実を通知しなければならない。
- 4 補欠がない場合、支部は支部総会を開き、直ちに新たな代議員を選出しなければならない。

(改廃)

第14条 本規程の改廃は、社員総会の定めによる。

(発効)

附則 本規程は2023年2月1日より効力を発する。

2023年4月3日 一部改訂

2025年6月22日一部改訂し、2024年10月21日に遡って適用する。